広陵町自治基本条例(仮称) 大項目「総則」・「条例」条文修正案

全体意見

- ・分かりやすい言葉で。子どもも読めるような文章で(児童へ副読本の発刊?)。子どもたちに意識付けすることで、子どもも市民の一部だと感じることになる。
- ・行政側も町民側もこの条例の内容を義務(責務)として認識してほしい。 行政側は毎年自治基本条例の研修を行うものとする。
- 人任せにしない。
- ・漢字(行政用語)はもちろんのこと、英語、外来語も脚注を入れてほしい。

大項目:総則

■目的

○自治の確立と豊かな地域社会を創造することを目的とします。は必要だが、「豊かさ」は時代によって価値観が違う。だから「豊かな」より「時代に沿った」としたい。

審議会意見

- ○福祉の向上、生活の質の向上をはかる。
- ○ここではカラーを出す必要はないのでは。シンプルに。
- ○自助と共助を明確に。
- ○「少子高齢化」や「温暖化」などは今の話。今後どうなるか分からず、そうい う言葉を入れると条例自体が陳腐化する。時代で変化しない言葉を。

(目的)

第〇〇条 この条例は、広陵町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民及び町のそれぞれの権利や役割、責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び町民の福祉の向上と充実を図ることを目的とする。

■定義

審議会意

- ○「町」は議会、行政などすべてを指す。「執行機関」は町長部局や教育委員会、 農業委員会などを指す。「町長」は町長部局のみを指す(法律で規定)。
- ○町民は、在住・在勤・在学のほかふるさと納税寄付者、NPO団体やボランティアなども含む。
- ○区や自治会の「基礎的コミュニティ」や小学校区単位の「地域自治協議会」に ついては、「協働・参画ブロック」が担っているので、情報共有したい。

(定義)

- 第△△条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 町民 町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益 や発展のために活動するものをいう。
- (2) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 行政 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、 及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体 的に関わることをいう。
- (5) 協働 町民、町議会及び行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。
- (6) まちづくり 時代に沿った住みよい地域社会をつくるための取組みをいう。

■基本理念

審議会意!

- ○次世代に引き継ぐ、持続可能な、他圏域との交流・連携
- ○市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくり
- ○だんじり、祭り、讃岐神社などをアピールするため、伝統行事を大切にする。 先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境
- ○防災に関する記載(安全・安心のまちづくり)
- ○情報共有できていない課題があることについては、情報公開や住民自治の定義に関係があり、「協働・参画ブロック」が担っているので、情報共有したい。

(基本理念)

- 第〇〇条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により自治及びまちづくりを推進する。
- (1) 町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、その他の属性にかかわりなく、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、行政が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民と町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にし、 自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。
- ※第6回審議会の意見を反映・・・「支え合う」を加えた。)

■基本原則

審議会意

- ○情報共有の原則(情報公開は情報共有に包含)
- ○参加と参画については「参画」、協力と協働については「協働」
- ○縦割り行政の解消(行政経営の「町政運営の原則」で言及)
- 、 ○人権の尊重(基本理念か?)
 - ○他自治体の条文例を組み合わせて作成

(基本原則)

- 第△△条 町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、自治及びまちづくりを推進 する。
- (1) 参画と協働の原則 町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題 の解決に当たっては、町民、町議会及び町が協働して取り組むこと。
- (2) 補完性の原則 まちづくりの決定はより身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完すること。
- (3) 情報共有の原則 町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町と町民は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たすこと。
- (4) 健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及び評価に基づいた町民に寄り添った合理 的で健全な行政経営を行うとともに、地域の特性と自主性を尊重した住民自治を推進す ること。
- ※第6回審議会の意見を反映・・・(「町民に寄り添った合理的で」を加えた。)
- (5) 環境保全の原則 先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然等の環境を次世代に 残せるよう、持続発展可能なまちづくりを推進すること。
- (6) 多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めること。
- ※第6回審議会の意見を反映・・・(「循環型の」を削った。)

大項目:条例

■位置づけ、体系化

審議会意

- ○憲法は最高法規。それに基づいてこの条例は最高規範性を明示する必要性が ある。
- ○大和郡山市のように「他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用 にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければ ならない。」は必要と思う。

(条例の位置付け)

- 第〇〇条 この条例は、広陵町における自治の基本規範(最高規範)であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければならない。
- 2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例 の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

■見直し、運用・第三者機関

審議会意見

- ○八尾市のように定期的な見直しの規定を入れる。
- ○町民全体(パブリックコメント)のほか、審議会による第三者機関を設置し、 意見を聴収する必要がある。
- ○点検、評価の文言を入れる。

(条例の見直し)

- 第〇〇条 町は、この条例を適切に運用するとともに、社会情勢の変化等に対応するため、 この条例の施行後5年を超えない期間ごとに検討を行うものとする。
- ※第6回審議会の意見を反映・・・(「適切な時期に」ではなく具体的な期間を設けるように改めた。)
- 2 町は、前項の規定による検討を行うに当たっては、パブリックコメント、アンケート 調査、公聴会の開催等の適当な方法により町民の意見を聞くとともに、これを反映させ なければならない。
- ※第6回審議会の意見を反映・・・(「町民の意見を聞く」方法を具体的に規定した。)
- 3 町は、前2項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度 等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

(運用)

- 第△△条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、 広陵町自治基本条例(仮称)推進審議会(以下、「推進審議会」という。)を設置する。
- 2 推進審議会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その 結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に 定める。

広陵町自治基本条例(仮称) 大項目「情報」、「住民自治」条文修正案

大項目:情報

■情報公開・共有

- ○国全体の動向でも、コミュニティ単位の住民自治は重要になってきている。
- ○町行政と、コミュニティがどう情報共有しつつ関わっていくのかを規定したい。

○現在の町の情報公開条例は求められれば公開するという姿勢で、積極的な公 開や共有にまでは至っていない。

田議会意見

- ○町民のもつ活動などの情報をどう共有するのか、住民自治側にある情報を提供する努力が必要ではないか。
- ○町長の SNS 発信もどこまで共有するのか。
- ○みんなでやっている感が共有できることが大事ではないか。
- ○かぐや姫まつりもいろんな団体が関わっているが横の連携がとれていない。
- ○やりたいところ、やりたくない、やりたいけれどできない、筋道を立てて情報共有や参画協働でも議論したい。
- ○この部分は条文を読み込んできて、次回も継続審議をしたい。

(情報の公開・共有)

- 第〇〇条 町は、公正で開かれた町政を推進するため、別に条例で定めるところにより、 町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開し なければならない。
- 2 町は、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとする。
- 3 町は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、町ホームページ等を積極 的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとする。
- 4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとする。

■個人情報保護

審議会意見

○これは現在、町にあるものを規定すればよい。

(個人情報保護)

- 第〇〇条 町は、町民の権利利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。
- 2 個人情報の取扱いについては、前項の条例の規定を適切に解釈及び運用するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。
- 3 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定 に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとする。

大項目:住民自治

■住民自治のあり方・定義

- ○各地の条例を見ると、吉野町の条文がバランスが良い。
- ○吉野町の「より良い地域~」という文章は、住民自治の方向性が示されていてよい。

審議会意見

- ○生駒市は吉野町の条文を簡易にした印象がある。
- ○広陵町は他府県からの移入者も多く、旧町部と新住民エリアの愛町精神には ギャップがあるため、他自治体の条文検討の際には、そのような新住民も 多いエリアのものを選ぶ考え方がよいのではないか。
- ○住民は参加する権利があり、活動できる。行政はそれを支える。

(住民自治のあり方・定義)

- 第〇〇条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が積極的 に地域課題に取り組み、町民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。
- 2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ(区及び自治会)をはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人など多様な主体を指す。
- 3 町は、多様な主体による自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとする。
- ※ 第6回審議会の意見を反映・・・本規定は、住民自治に係るあり方・定義に関する項目であり、町の責務等を規定する箇所ではないこと及び(住民自治の原則)の項目においても同様の表現があることから、削除した。

■住民自治の原則

- ○「町民が主役」がキーワードになる。
- ○「多様な主体」というのは広陵町では当てはまる。
- ○団体だけでなく「個人」も対象にしていくべき。

審議会意見

- ○個々の団体が頑張っているが、全体ではバラバラ感があるため、どんな団体 がどんな活動をしているのか、情報共有が大切である。
- ○住民どうしだけでなく、町行政内部の情報共有もすすめてほしい。(公園管理のシルバー依頼がバラバラである)
- ○町民と行政の情報共有も大事ではないか。
- ○「公共の担い手」を定義した方がよい、総則でも議論してほしい。
- ○町民に関すること、町に関することは同程度のバランスで記載すべき。

(住民自治の原則)

- 第〇〇条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。
- 2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。
- 3 町は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な 措置を講じるものとする。
- ※ 第6回審議会の意見を検討・・・広陵町補助金交付規則では、補助の対象となる事業及 び団体を「公益又は公共の福祉を増進するため奨励し、又は援助すべき必要があると認 める事業及び団体に限定しており、宗教性若しくは政治性を帯びた事業又は団体に対す る支援」は、想定されていないことから、あえて明記することは省略又は逐条解説での 対応をするものとした。

なお、非営利という文言については、(会長の説明に基づき)収益を上げていること のみをもって支援の対象外とすることはない(収益非分配原則)ことも、逐条解説での 対応をする場合には、併せて解説するものとした。

(基礎的コミュニティ)

審議会意

- ○「公共の担い手」に限って住民組織を行政が支援するのは、下請け感がある。
- ○生駒市の条文例が市民公益活動も入れていてバランスよい。
- ○町は、非営利・非宗教・非政治について支援する。
- ○町民も上記のことをきちんと踏まえた地域運営をすべき。
- ○自治会加入をすすめる(義務ではなく)条文が必要

(基礎的コミュニティ)

- 第〇〇条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎 的コミュニティの活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して 行動する。
- 2 基礎的コミュニティは、役割と責任を自覚し、地域自治団体の主たる担い手として参 画するよう努める。
- 3 町民は、当該基礎的コミュニティへの加入に努める。
- 4 町は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、また自主性及び自律性を尊重し、 その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとする。
- ※ 第6回審議会の意見を反映・・・(「施策」を「措置」に改めた。)「住民自治の原則」や「地域自治団体」の項目で必要な措置としていたため、統一した。

(地域自治組織)

- ○飯田市は、市と住民自治の関わりを規定している、これは大事だろう。
- ○自分たちに必要なことを、自分たちで決めて実行していくという精神をうたってはどうか。

番議会意見

- ○町の福祉や、子育て、防災・・・と担当課がバラバラに自治会に関わっている現状を変えるべき。住民組織が協議会のようにひとつになれば町もそういう対応をしていくべき。
- ○地域自治組織は「設置できる」ということを盛り込んだ方がいいだろう。「参画・協働」の議論の会でも継続審議したい。
- ○各地の条文案を、個別条文ではなく全体条文比較しながら検討したい。

(地域白治団体)

- 第〇〇条 町民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、別に定める区域を単位とする地域内において、多様な主体で構成される地域自治団体(以下「まちづくり協議会」という。」を、1つの区域において1に限り設置することができる。
- 2 まちづくり協議会は、自らの活動に町及びその他の団体と連携しながら地域の諸課題の解決に向けた地域自治活動を行うものとし、当該地域の全ての住民及び基礎的コミュニティ並びにその他の団体を構成員とする。
- 3 町は、まちづくり協議会の役割を認識し尊重するとともに、その活動に対して地域特性を勘案した支援等必要な措置を講じるものとする。
- 4 町は、まちづくり協議会との協議の上、事業の一部をまちづくり協議会に委ねることができる。この場合において、町は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとする。
- ※ 第6回審議会の意見を反映・・・(「事務事業」を「事業」に改めた。)
- 5 まちづくり協議会に関する必要な事項は、町長が別に定める。
- ※ 第6回審議会の意見を検討・・・協議会及び町との協議の場(窓口)については、逐条 解説にて対応するものとした。
- 第〇〇条 まちづくり協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、 豊かな地域社会の実現に取り組むものとする。
- 2 まちづくり協議会は、透明で民主的な運営を行うための規約や組織を構成しなければ ならない。
- 3 まちづくり協議会は、地域のまちづくりの目標、自らが取り組む活動方針、内容等を 定めた地域づくり計画を策定することができる。
- 4 町民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的にまちづくり協議会に参加し、相互 の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとする。